

○「農業競争力強化プログラム」は、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決するための施策の方向性を示すため、平成28年11月に農林水産業・地域の活力創造本部において決定。

## 農業競争力強化プログラム

### 生産資材価格の引下げ

- ・ 過剰供給や寡占など適正な競争状況の欠如
- ・ 生産資材価格の引下げに向けて
  - ・ 生産資材業界の再編や新規参入の推進
  - ・ 法規制や制度運用（施肥基準や銘柄等）の見直し等を実践

### 流通・加工構造の改革

- ・ 複数の事業者が介在する多段階構造
- ・ 効率的・機能的な流通・加工構造に向けて
  - ・ 実需者への直接販売ルート拡大
  - ・ 中間流通の合理化の推進 等を実践

### 全農の自己改革

- 生産資材の買い方の見直し
  - ・ 入札等による生産資材の有利調達
  - ・ 外部人材の登用等により生産資材メーカーとの確に交渉できる少数精鋭の組織へ等の改革を実行

- 農産物の売り方の見直し
  - ・ 実需者への直接販売ルートの確保
  - ・ 委託販売から買取販売への転換
  - ・ 輸出先国毎に商社と連携した販売体制の構築等の改革を実行

### 土地改良制度の見直し

- ・ 担い手への農地の集積を進める必要
- ・ 農地バンクが借り入れている農地を農家負担を求めずに整備し、担い手に転貸する仕組みを創設

### 戦略的な輸出体制の整備

- ・ JF00D0（ブランディング・プロモーション・事業者サポートを行う新たな組織）の創設
- ・ JAS規格の戦略的な制定・活用に向けたJAS制度の改正
- ・ GAP認証取得の推進 等を実施

### 収入保険の導入

自由な経営判断に基づく経営発展に向けて農業経営のセーフティネットを整備

### 原料原産地表示の導入

全ての加工食品へ原料原産地表示を導入

### 人材力の強化

- ・ 次世代を担う農業者の確保・育成が急務
- ・ 営農しながら経営を学べる農業経営塾の本格稼働
- ・ 生産現場のニーズに即した研究体制の構築や生産基盤強化（ICT活用等）
- ・ 国家戦略特区における外国人材受入れスキームの導入等を実施

### 生乳の流通改革

生乳の出荷先等を農協以外にも自由を選べる環境の整備 等を実施  
（その他）

### 農村の就業構造の改善

等



第193回国会にて8本の関連法案が成立

農業の競争力強化による農業者の所得向上

# 農業競争力強化支援法の概要

(平成29年法律第35号)

平成29年5月19日公布

平成29年8月1日施行

## 趣旨

- 農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、農業の構造改革と併せて、「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通等の合理化」の実現を図ることが重要。
- このため、国が講ずべき施策等を定める他、農業資材事業及び農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずることにより、農業の競争力の強化を図る。



## 法律の概要

### 国が講ずべき施策

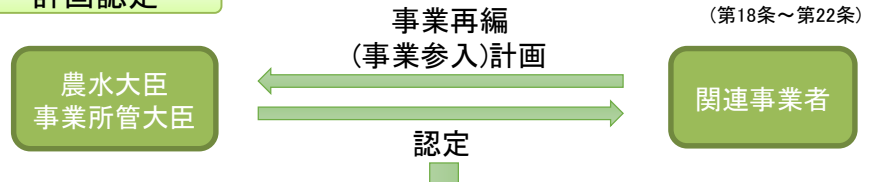
1. 農業生産関連事業の事業環境の整備
  - 規制・規格の見直し (第8条、第11条)
  - 良質かつ低廉な農業資材の開発の促進 (第8条)
  - 農産物の消費者への直販の促進 (第13条)等
2. 事業再編・事業参入の促進 (第9条、第12条)
3. 農業者への情報提供
  - 農業資材・農産物の取引条件等の「見える化」 (第10条、第14条)
4. 定期的な施策の検討
  - 定期的に農業資材の供給、農産物流通等の状況に関する国内外の調査を行い、施策の在り方を検討 (第16条) 等

### 事業再編及び事業参入を促進するための措置

#### 実施指針

対象事業の将来の在り方 等 (第17条)

#### 計画認定



#### 支援措置\*

- ① 日本政策金融公庫の融資
- ② 中小企業基盤整備機構の債務保証 等 (第23条～第30条)

※ このほか、計画認定を受けた事業者に対する税制特例 (登録免許税、法人税等)

良質かつ低廉な農業資材の供給を図るため、農業競争力強化プログラムや農業競争力強化支援法に基づき、農業資材のコスト削減に向けた取組を推進。現在、国や全農をはじめとする農業資材事業者において、以下のような取組が進捗しているところ。

### 肥料

- 全農は、一般高度化成肥料等について、約550銘柄を25銘柄へ集約。2018年春用肥料分から競争入札を導入し、従来より約1～3割の価格引下げを実現。
- 肥料価格の低減を目的として肥料の流通合理化に関する検討会を令和元年12月に立上げ、令和2年4月に中間とりまとめとして肥料一貫パレチゼーション(FIP)の方向性を示した報告書を公表。

### 農業機械

- 全農が担い手からの要望を踏まえて機能を絞り込んだ低価格大型トラクターを供給することで、約2～3割程度の価格引下げを実現。各メーカーも全農の取組に追随し、機能を絞り込んだ1～2割程度低価格なトラクターを販売。全農は第2弾として、中型トラクターを対象に同様の取組を開始。
- これまで、既存のトラクターに取り付けることで直進運転をアシストする装置や、自動で土耕栽培用の培養液を管理・供給するシステムを新たに製造する事業者の事業参入計画を認定。

### 農業資材価格の見える化

- 良質かつ低廉な農業資材の供給の実現のため、「国内外における農業資材の供給の状況に関する調査」の結果を取りまとめ、2019年8月に公表し、農業者及び資材関連事業者に広く周知。

### 農薬

- 農薬の安全性の確保、国際的な標準との調和、最新の科学的根拠に基づく規制の合理化を目的とする「農薬取締法の一部を改正する法律」が第196回通常国会において成立。
- 全農は、メーカーから担い手に直接配送する大容量規格（担い手直送規格）の品目数・取扱量を拡大。これにより、通常規格と比べて約2～3割の価格引下げを実現。

### 飼料

- これまで、配合飼料製造事業者の工場集約の取組等による事業再編計画を5件認定。
- JA西日本くみあい飼料(株)は、老朽化した水島・神戸・坂出の3工場を倉敷工場に集約。
- 全農は、小ロットの配合飼料約500銘柄について、2019年1～3月期には307銘柄まで削減。

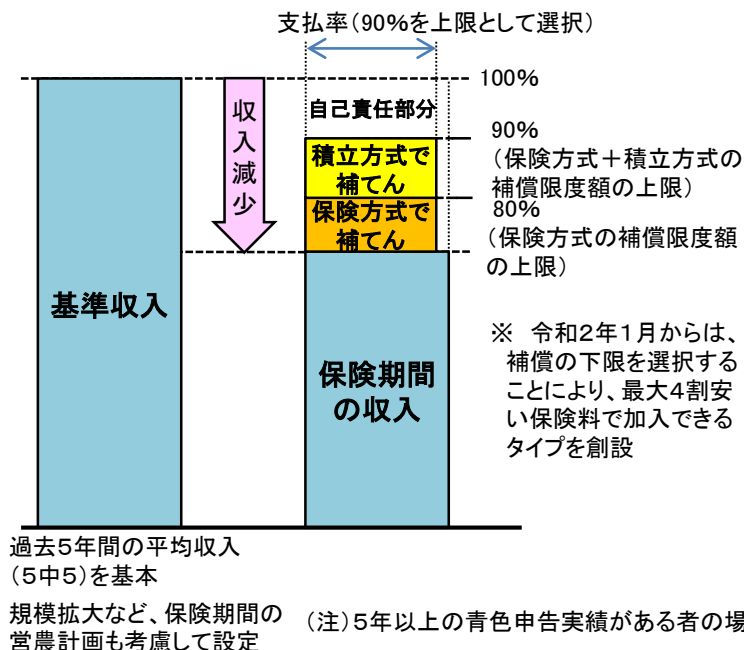
- 平成28年11月、「農業競争力強化プログラム」において、全農が生産資材価格の引下げや農産物の有利販売について自己改革を計画的に進めることを決定。
- これを受け、全農は平成29年3月、肥料等の銘柄集約、競争入札の導入等購買方法の見直し、実需者への直接販売の拡大(平成36年度に、主食米取扱の9割、園芸事業の過半まで拡大)、外部人材の登用などを内容とする年次計画を公表し、自己改革の取組を開始。

プログラム項目	全農改革の主な進捗状況(平成30年度末)
<p>1 生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し</p> <p>・ 真に農業者の立場に立って、共同購入のメリットを最大化する組織に転換</p>	<p>○高度化成・NK化成肥料の一般銘柄等を対象に従来の550銘柄から25銘柄に大幅に集約し事前予約を積み上げ、ブロック単位での入札により、おおむね1～3割の価格引き下げを実現。</p> <p>○60馬力大型トラクターについて、必要な機能の絞り込みや入札方式の導入により、おおむね2割～3割の価格引下げを実現。平成30年10月から納品開始。</p>
<p>2 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立</p> <p>・ 安定的な取引先の確保を通じた委託販売から買取販売への転換</p>	<p>○米穀事業は、平成30年産米について、直接販売129万ト(計画125万ト)、買取販売53万ト(計画50万ト)と、計画を達成する見込み。</p> <p>○園芸事業は、平成30年度の直接販売実績について、3,497億円(計画3,300億円)と、計画を達成した。</p>
<p>・ 自己改革を進めるため、役職員の意識改革、外部からの人材登用、組織体制の整備等</p>	<p>○平成29年4月、チーフオフィサーとして元イトーヨーカ堂社長を登用し、同年9月、「営業開発部」を設置。</p> <p>○平成29年4月に輸出対策部を新設、輸出実務はJA全農インターナショナル(株)へ集約。</p> <p>○平成30年4月にフードマーケット事業部を新設し、リテール事業の統括管理と機能強化を実践。</p>

- 収入保険は平成31年1月からスタート。
- 加入者数は、令和2年4月末現在で、全国で約3万5千経営体(うち個人約3万2千、法人約3千) 農業所得者の青色申告者(46万人)の7.5%が加入

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償

実施主体	全国農業共済組合連合会 (加入申請等の窓口業務は、地域の農業共済組合等へ委託)
対象者	青色申告を行っている農業者(個人・法人) ※ 青色申告(簡易な方式を含む)の実績が1年分あれば加入可
保険の対象	農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体 ※ マルキン等が措置されている肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外
基準収入	農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、保険期間の営農計画も考慮して設定(規模拡大特例、収入上昇傾向特例に該当する場合、基準収入を上方修正)
補てんの方法	保険期間の収入が基準収入の9割(補償限度額)を下回った場合に、下回った額の9割(支払率)を上限として、「掛捨ての保険方式(保険金)」と「掛捨てとまらない積立方式(特約補てん金)」の組合せで補てん
保険料	保険金額の1.08%(50%の国庫補助後)
積立金	掛捨てではない(75%の国庫補助)



※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入

※ 令和3年1月からは、当分の間の特例として、野菜価格安定制度の利用者が初めて

収入保険に加入する場合、収入保険と野菜価格安定制度を同時利用可能(1年間)

### 【個人、法人別の加入状況】

(経営体)

	個人	法人	全体
平成31年(令和元年)	20,302(4.6%)	2,510(10.9%)	22,812(5.0%)
令和2年	31,803(7.3%)	2,920(12.7%)	34,723(7.5%)
(前年比)	+11,501	+410	+11,911

(注1) 令和2年4月末現在

(注2) ( )は個人・法人・全体ごとの青色申告者に対する割合

### 【農業所得者の青色申告者数の推移】

(万人)

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
青色申告者数	43.0	44.0	44.5	44.9	46.0
個人	41.5	42.1	42.4	42.7	43.7
法人	1.5	1.9	2.1	2.2	2.3

(注) 国税庁事務年報(個人・農業所得用)、国税庁会社標本調査、農林業センサス、農業構造動態調査